

○厚生省告示第58号

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年三月厚生省告示第八十号)に基いて、厚生大臣の定める入院患者等の基準、医師等の貢献の基準及び老人入院基本料等の算定方法(平成十二年三月厚生省告示第八十号)による。

○厚生省告示第58号(昭和五十七年法律第八十号)第十四条の規定に基いて、医療等以外の保健事業の実施の基準(昭和五十七年十一月厚生省告示第八十五号)の「給付次のものに改めし、平成十二年四月一日から適用する。」

前文と「保健婦」の次に「保健士を含む。以下同じ。」又は「市町村相互間の連絡調整等」又は「市町村相互間及び市町村と医療保険各法その他の法令に基づき医療に関する給付を行う保険者等との連絡調整」による。

(2) 健康手帳は、(1)に定める者のほか、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練又は訪問指導を受けた者並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項及び同条第4項に規定する要介護者及び要支援者等に対して、これらの事業の効果的な実施のため、又は適切な医療の実施を図るために、必要に応じ、交付する。

別表の基準の第1の「(健康診査の記録に係るページ)」の次に「及び生活習慣行動等の把握に係るページ」を用い、同3の「(成年病)」又は「生活習慣病」による。

2 健康教育の種類は、次のとおりとする。

個別健康教育

対象者の生活状況等に即した生活習慣病の予防のための指導及び教育を各対象者ごとに一定期間継続して実施する。

集団健康教育

保健学級の開催等個別健康教育以外の方法により、生活習慣病等高齢期に罹患しやすい疾病的予防等のための指導及び教育を実施する。

介護家族健康教育

家族の介護を行なう対象者に対し、その者の健康の保持及び増進のための指導及び教育を実施する。

3 健康教育の指導担当者は、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護師、營理栄養士その他生活習慣病の予防、健康促進等に關し知識経験を有する者をもつて充てる。「生活習慣病」による。
実施の基準の第3の「(栄養士)」又は「管理栄養士」及び「成年病」の次に「及び(3)」を用い、「(2)」の次に「(4)」を用い、「(2)」の次に次のものに加える。

(3) 骨粗鬆症検診
(4) 健康度評価

被服の基準の第3の「(被服)」

基本健康診査に係る全ての項目並びに歯周疾患等の基準の第3の「(被服)」

検査に係る問診及
骨粗鬆症検診に
(尿酸及び総蛋白)

歯周疾患検診

問診及び歯周組織検査

む

骨粗鬆症検診

問診及び骨量測定

健康度評価

健康度の把握及び評価

十号)の「(給付のよりに改めし)」平成十二年四月一日から適用する。

四 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第一条第一項に規定する過疎地域

厚生大臣 中原 雄哉

に改める。

実施の基準の第4の「(だらう書を記す)」の「心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため」の「(だらう書を記す)」

○老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の「給付次のものに改めし、平成十二年四月一日から適用する。」

厚生大臣 中原 雄哉

実施の基準の第4の「(だらう書を記す)」の「心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため」の「(だらう書を記す)」

実施の基準の第4の「(だらう書を記す)」の「心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため」の「(だらう書を記す)」

○厚生省告示第58号(昭和五十七年法律第八十号)の「(だらう書を記す)」の「心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため」の「(だらう書を記す)」

厚生大臣 中原 雄哉

実施の基準の第4の「(だらう書を記す)」の「心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため」の「(だらう書を記す)」

実施の基準の第4の「(だらう書を記す)」の「心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため」の「(だらう書を記す)」

厚生大臣 中原 雄哉

実施の基準の第4の「(だらう書を記す)」の「心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため」の「(だらう書を記す)」

平成12年3月31日

報 告

○厚生省告示第四百七十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)

成川四田厚生省告示第八十四号の一部を次の

「改正」に改め、平成十一年四月一日から適用する。

平成十一年三月三十一日

厚生大臣 内閣 雄哉

法第二十一条の第十第四項の規定に基づき厚生大臣が定める日常生活上の便宜を図るために用具(平成十一年四月一日から適用する)。

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第十一回八十九号)の一部を次の

「電動タイプハイター」を除く、「重度障害者用意志伝達装置」のトピ「既存生活動作補助用具」を加える。

平成十一年三月三十一日

厚生大臣 内閣 雄哉

法第二十一条の第一項及び第二十一条の規定に基づき、補装具の種類、取扱報酬の額等に関する基準(昭和四十八年六月厚生省告示第六十号)の一部を次のように改め、平成十二年四月一日から適用する。

厚生大臣 実業 雄哉

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第十一回八十九号)の一部を次の

「電動タイプハイター」を除く、「既存生活動作補助用具」を加える。

平成十一年三月三十一日

厚生大臣 実業 雄哉

リクライニング式前輪型 片手駆動型	背もたれの角度を変えることができる。その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。	112,100
リクライニング式前輪型 片手駆動型	折りたたみ式で片側にハンドルを二重に装着して、片麻痺患者の使用ができる。	普通型に準ずる。	122,100
リクライニング式前輪型 手駆動型	背もたれの角度を変えることができる。その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600
手動車椅子型	片側で操舵、片方の上肢でチェーンで駆動する。三輪又は四輪	普通型に準ずる。	122,100
リクライニング式手駆動車椅子型	背もたれの角度を変えることができる。その他は手動車椅子と同じ。	上と同じ。	133,600
レバー駆動型	レバー1本で駆動操作が可能、片麻痺患者の使用できるもの。	普通型に準ずる。	160,500
手押し型	原則として駆動するもの。 (折りたたみ式、非折りたたみ式) Aの大車輪のあるもの Bの小車輪だけのも	普通型に準ずる。	A 92,400 B 82,700
リクライニング式押し型	背もたれの角度を変えることができるもの。 その他の手押し型Aと同じ。	上と同じ。	104,000

高齢者の場合の座内移動を加夜と修復する場合を計算する。必要に応じて運転範囲を拡げること。

また被創傷者等の腰痛の場合は腰痛の部位を考慮する。

表等の額が必要とする場合に算出する。必要に応じて修理交換内で算出する。

光る場合に算出する。

の腰痛がある場合に腰痛の部位を考慮する。

腰痛の部位を考慮する。

腰痛の部位を考慮する。

腰痛の部位を考慮する。

ストマ用装具	蓄便袋	低刺激性の粘着剤又は下部開放型の収納袋	皮膚保護剤	8,600	価格は上か所当部に含まれる皮膚保護剤を含む月額であること。
蓄尿袋	低刺激性の粘着剤又は下部開放型の収納袋	皮膚保護剤	11,300	上と同じ。	
その他	上以外の基本構造で、定員成医療機関又は保健所の判断に基づき市町村が必要と認めたもの。	上以外の付属品で、定員成医療機関又は保健所の判断に基づき市町村が必要と認めたもの。	蓄便袋 8,600 蓄尿袋 11,300	上と同じ。	
<p>○厚生省指示第百九十九号 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十九号)第十四条の二第一項第八号の規定に基いて、消費税法施行令第三百六十九号第二項第八号の規定に基いて厚生大臣が指定するサービスを次のものに定め、平成十二年四月一日から適用する。 平成十二年三月三十日</p>					
<p>厚生大臣、中央、雄哉 一 消費税法施行令第十四条の二第一項第八号の規定に基いて厚生大臣が指定するサービス</p>					
<p>一 生活保護法(昭和二十九年法律第四百四十四号)第百三十条の二第一項第八号の規定に基いて、厚生大臣が指定するサービス</p>					
<p>一 介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第百二十二条第一項第二号若しくは第三号又は第五百四十四条第一項第一号若しくは第三号に掲げる場合に介護扶助として行われるサービス(法第十五条の二第一項に規定するものに限る)。</p>					
<p>一 第百零九十九号 生活保護法(昭和二十四年法律第四百四十四号)第五条の二第一項に規定する同法第五百四十四条第一項第一号若しくは第三号に掲げる場合に介護扶助として行われるサービス(法第十五条の二第一項に規定するものに限る)。</p>					
<p>一 第百零九十九号 生活保護法(昭和二十四年法律第四百四十四号)第五条の二第一項に規定する同法第五百四十四条第一項第一号若しくは第三号に掲げる場合に介護扶助として行われるサービス(法第十五条の二第一項に規定するものに限る)。</p>					
<p>第六条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によつて介護サービスの提供に伴つて必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。</p>					
<p>第七条 指定介護機関は、介護サービスの提供に伴つて必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。</p>					
<p>第一条 指定介護機関は、生活保護法に定めるように、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」といへば)の介護を担当しなければならない。</p>					
<p>(指定介護機関の義務) 指定介護機関の義務 指定期間の義務</p>					

(通知)

第八条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。

二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

○**厚生省告示第百九十二号**
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号)第一条第一項、第二条並びに第七条第一項及び第二項の規定に基づき、災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣

丹羽

雄哉

災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号)以下「令」という。第一条第一項に規定する厚生大臣が定める程度は、一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が五あることとする。この場合において、住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令(昭和二十一年政令第二百二十五号)第一条第二項に定める算定方法の例によるものとする。

イ 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であつて、住居の滅失した世帯の数が五以上の市町村が三以上存在するもの(第一に定める程度以上の災害によるものとする)。

ロ 口 一 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であつて、災害救助法(昭和二十一年法律第百八号)第二条に規定する救助(以下「救助」という)が行われたもの(第一号及びイに定める程度以上の災害を除く)。

ハ 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が二以上あるもの(第一号並びにイ及びロに定める程度以上の災害を除く)。

三 令第二条に規定する厚生大臣が定める給付金は、救助に協力する者が、災害救助法第二十九条の規定により支給される扶助金とする。

四 令第七条第一項に規定する厚生大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、次に掲げる場合とし、その場合における災害援護資金の限度額は、それぞれの場合に定める額とする。

イ 灾害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)以下「法」という)第十条第一項第一号に掲げる被害があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(1) 法第十条第一項第二号に掲げる損害がない場合

(2) 法第十一条第一項第二号の家財の損害があり、かつ、同号に掲げる住居の損害がない場合

(3) 住居が半壊した場合(被災した住居の建

て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならぬ等の特別の事情がある場合を除く)一百七十万円

(4) 法第十一条第一項第二号の家財の損害がない場合

(5) 住居が全壊した場合(住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合及び被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別の事情がある場合を除く)一百五十万円

(6) 住居が半壊した場合(百七十万円

(7) 住居が全壊した場合(住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合及び被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別の事情がある場合を除く)二百五十万円

(8) 平成十二年三月十七日健医発第四百七十六号

(9) 平成十二年三月三十一日

厚生大臣

丹羽

雄哉

○**厚生省告示第百九十三号**

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生大臣が定める給付(平成十二年三月厚生省告示第百九十四号)に定める給付

○**厚生省告示第百九十五号**

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第九十八条第九号の規定に基づき厚生大臣が定める給付(平成十二年三月厚生省告示第百九十四号)に定める給付

○**厚生省告示第百九十六号**

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第九十八条第九号の規定に基づき厚生大臣が定める給付(平成十二年三月厚生省告示第百九十四号)に定める給付

○**厚生省告示第百九十七号**

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第九十八条第九号の規定に基づき厚生大臣が定める給付(平成十二年三月厚生省告示第百九十四号)に定める給付

○**厚生省告示第百九十八号**

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第八十三条の三第五号の規定に基づき厚生大臣が定める給付(平成十二年三月厚生省告示第百九十四号)に定める給付

○**厚生省告示第百九十九号**

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生大臣が定める給付(平成十二年三月厚生省告示第百九十四号)に定める給付

介護保険法施行規則第八十三条の三第五号の規定に基づき厚生大臣が定める給付

介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生大臣が定める給付

介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生大臣が定める給付(平成十二年三月厚生省告示第百九十四号)に定める給付

厚生大臣

丹羽

雄哉